

鹿児島県における近代的中等教育機関の成立と展開 ——地域性に着目して——

荒井 明夫

A study on the establishment and development of modern middle school in Kagoshima prefecture - in a focus on “locality”

Akio ARAI

〈目次〉

はじめに

1 幕末維新时期における教育機関の近代的再編過程

(1) 教育改革の主体

(2) 教育改革の展開

2 学制期における学校設立過程

(1) 教育費としての賞典禄

(2) 教育機関の成立過程

3 近代的中学校の成立と展開 (1) -鹿児島「県立」中学校の設立

4 近代的中学校の成立と展開 (2) -公立鹿児島学校の設立

5 近代的中学校の成立と展開 (3) -鹿児島「県立」中学造士館の設立

まとめ

はじめに

本論文は、鹿児島県における近代的中等教育機関の成立過程を考察し、その底流にある地域性を抉出することを目的とする。

鹿児島県における中等教育史研究は、越井和子による研究¹⁾を嚆矢とするが、特定の時期ないし特定の対象に限定しての研究²⁾はみられるものの、幕末維新时期から一八八六(明治一九)年の鹿児島高等中学造士館までの時期を全体として対象とする通史的研究は、越井の研究発表以降なされていない。

鹿児島県における中等教育機関設立の動向は、一八六〇年代から一九〇〇年までに、他県に例を

みないほど複雑にその名称と性格を変化させた。具体的にいえば、藩校造士館の近代化への組織的改編(一八七一年)→それを母体とする近代中学校の成立と変質(変則中学校・英語学校の登場(七六年)→鹿児島「県立」中学校(七九年、「県立」とカッコ付で表記する理由は後述)・公立鹿児島学校の成立(八二年)→その両校の「県立」中学造士館への一元化(八四年)→諸学校通則第一条適用文部大臣管理高等中学造士館への改編(八七年)→鹿児島県管理尋常中学造士館の成立(九七年)、という変化である³⁾。

本論文が対象とする時期は、藩校・造士館の近代化対応から、八六(同一九)年の中学校令と諸学校通則第一条の適用を受けた文部大臣管理高等中学造士館として再編されるまでである。

ここで、本論文のいう地域性について述べておきたい。

一般論として、教育機関の地域性とは、「地域の、地域による、地域のための教育・学校」設立を意味する。

近世社会における藩校の場合、藩主の私費または藩の公費を財源とするが、その目的は当該地域の人材の育成である。また、寺子屋・手習塾の場合にも、経営主体による組織であるが、そこには身分制からの「開放(=open)」としての性格と、目的としての人材育成を見ることができ、この時期多様に存在した郷学も基本は同じ性格である。しかし地域性における「地域のため」という目的規定性については注意が必要である。なぜならば、例えば、藩校の場合、多くは儒教(特に朱子学)の教授が中心で、そこでの教育理念・学問の目的は修身齐家治国平天下の道理を探求し、人材の育成におかれる。具体的には藩士の育成だが、ここでは「藩のため」という地域性から発し、世間に広かれた人材の育成が目的となる。

こうした傾向は、幕末維新时期になると特に顕著になる。それは、江戸(東京)が立身(上昇)の象徴都市となり、そこでの「学び」が重視される時期と重なる⁴⁾。寺子屋・手習塾においても、塾の存在地域のための人材育成ではなく、人材育成一般が重視される。地域性考察は、藩のための人材育成なのか、人材育成一般なのか力点の置き方に留意する必要がある。

幕末維新时期における教育機関の地域性を考察するにあたって、入江宏による郷学研究は、重要な論点を提起した。入江は郷学論に即しながら次のような「近世的公共性」概念を提起した。すなわち「(1)郷学の設立・維持が特定の個人または家のメンバーによってではなく複数の有志の共同によって成立している。(2)郷学での受講資格が創立メンバー等の特定の人々に限定されず、血縁・地縁・身分を超えて広く開放されている。(3)郷学設立の理念が、設立者の好學を満足させるにとどまらず、学習活動を通じて一郷の風俗の改善と文化の向上が念じられている。」と指摘する⁵⁾。郷学の設立が「複数の有志の共同」であり「身分」等を「超えて広く開放されている」点、さらに「学習活動を通じて一郷の風俗の改善と文化の向上」が目的としている点を確認しておく。

明治以降、地域共同体による学校設立の動向は、新政府の政策的主導の下にあつて、例外なく全村落共同体を巻き込んで加速化していく。すなわち学校設立は、村落共同体の総力を挙げての壮絶な「公共的営み」となる。地域に「学校を限なく建てなければならず」、そこへ地域の総ての「子どもを通わせなければならない」という新しい生活習慣」の登場により、「地域は、道路や橋の普

負、消防活動や治安活動などの旧慣に加えて新たな共同行為を」必然的に受け入れざるをえないことになった。ここに近代社会固有の新たな地域共同行為が発生する⁶⁾。その近代学校設立という地域的公共事業は「客分」から「国民」意識への転換を伴うものであり、必然的に「近世的公共性」から「近代的公共性」への転換を伴うものであった。本稿でいう地域性とは、上記のような内容である。それは入江のいう「近世的公共性」から「近代的公共性」概念への転換の中で位置付く⁷⁾。

次に、鹿児島県における近世的教育機関から近代教育機関への転換を、地域性を軸にして整理する。井原政純は、鹿児島県における近代公教育の創出を念頭に整理した時、『郷中教育』をふくめ、『藩学造士館』ならびに『郷学』という三つの教育の相互関係を捉えていくことに着目する必要⁸⁾を強調する。郷中教育とは、周知のように、鹿児島県独特の青少年に対する教育形態である。郷中とは、方限（一定の区域）を意味し、郷中教育とは、そこに居住する青少年子弟たちの錬磨育成を通じた人間形成をいう。それは青少年子弟による自治機関でもあった。藩内城下および「外城」⁹⁾で広く確立していた。藩校造士館は、第二五代藩主島津重豪が一七七三（安永二）年に創設した教育機関である。外城の子弟や陪臣、あるいは農工商の子弟も聴講を許可されていた。教科の中心は朱子学で「異学や新説を厳禁」した。一時停滞するが、第二八代藩主島津斉彬は、藩学振興を図り整備拡充し、代表的な藩校の一つになった。造士館の創建と同時期に、外城で島津家士族や家老らによって、主としてその私領地に設立されたのが郷学である。近年の井原の研究によれば『日本教育史資料三』巻九・郷学においては（中略）十一校」とされていたものが今回の調査で「一一二校の郷校を抽出」できた、という¹⁰⁾。設立された郷学の趣旨や修学方法、教育内容は、ほぼ造士館に模した内容となっている。これら郷学は、維新时期以降、近代的小学校に変質していく。

藩校造士館と郷学との関係は、前者が城下の藩士子弟中心で、後者は島津分家や陪臣の教育機関である。本校一分校関係とみてよい。藩校造士館と郷中教育との関係は、藩校での学習を終えた若者が郷中で稚児の指導に当たる、鍛練に参加するなどした。郷中教育と郷学との関係もほぼ同じである¹¹⁾。幕末維新时期には、藩校造士館－外城の郷学が、本校一分校に位置付けられ、教員や子弟の派遣がはじまる。

ここまで概観してわかるように、鹿児島県における近世社会の教育機関・形態は、当該地域のために藩主や領主が設立主体となり、地域の人材育成を目的として設立された。地域的には城下－外城、教育機能的には藩校造士館－郷学・郷中教育、とそれぞれ二重の性格を有していた。こうした二重性を含みながら近代的中学校－小学校が設立される。

以下本稿では、まず学制前の藩校造士館を中心とする教育改革の動向（1）、一八七二（明治五）年学制を受けての対応と教育改革（2）、藩校造士館から鹿児島「県立」中学校の設立（3）、その直後の公立鹿児島中学校の設立（4）、両者を統合して「県立」中学造士館が発足、それが八六（同一九）年に高等中学造士館に改組されるまで（5）、を考察する。

1 幕末維新时期における教育機関の近代的再編過程

(1) 教育改革の主体

当該時期には次の四つの改革主体・勢力を確認することができる。

第一の勢力は、県令大山綱良〔一八二五（文政八）年—一八七七（明治一〇）年〕と下級武士を中心とする県官グループである。維新変革期において、旧薩摩藩以来の士族官吏が廃藩置県後も藩の要職に就き続けたことは、他府県にも例の無いことである。彼らは士族層の特権を擁護する側にあるため、必然的に同郷でありながら中央政府に深く関係した大久保ら薩藩出身中央政府官僚士族らと対立関係にあった。彼らは教育制度構想においては、先に述べた旧藩以来の教育の二重構造をそのまま継続させた。

第二の勢力は、後に下野する西郷隆盛と彼を支持する士族たちのグループである。後述するように、この勢力は西郷が政変で下野すると私学校¹²⁾を組織し、県下青年たちの組織化に関する一定の役割を果たす。この第一、第二勢力は西郷—大山の人脈をもって緊密に連携¹³⁾し、西南戦争までは県政を支配しながら反政府勢力を形成し、新政府に敵対するも同戦争で敗北する。その意味で、西南戦争は、鹿児島県における旧藩勢力一掃の契機でもあった。

第三の勢力は、中央にありながら故郷の近代化に関心を寄せ続ける旧藩主島津忠義と新官僚大久保らのグループである。西南戦争後、ようやく県政は中央政府の政策に沿う形で展開する¹⁴⁾。

第四の勢力は、主として島津久光を中心とする島津家の一門である。彼らは、外城において支配地に郷学を組織する中心となり、それら郷校は旧藩校を本校とする分校の性格を有して地域の教育に一定の役割を果たすことになる¹⁵⁾。

これら諸勢力は時期的にはズレながらも補完関係を構築し、県の公教育近代化を推進する¹⁶⁾。

(2) 教育改革の展開過程

島津斉彬〔一八〇九（文化六）年—一八五八（安政五）年〕と異母弟の島津久光〔一八一七（文化一四）年—一八八七（明治二〇）年〕による近代化改革の断行とその成功は、薩摩藩を一大雄藩に導いた。教育関係では、藩校造士館をはじめ、開成所、医学院、達志館、京都の薩摩屋敷におかれた薩藩塾などの機関を整備したのも彼らの功績である。斉彬は、造士館の教育に儒教と武士道教育に加え、西洋実学を教育の中心に据えた。斉彬の死後、後継の島津久光は、改革・近代化路線を継承し、一八六〇（万延元）年に中国語研究のための達士館、六四（元治元）年には西洋式軍学や技術を専門に教育する開成所を設置し、大勢の軍事技術者や英学者の養成に貢献した。後に海軍所や陸軍所が設置され、軍事教育はこれらが分掌することになり、開成所は英語・数学のみを教える学校となる。その他、英式兵学を教授する薩藩塾を京都の薩摩屋敷に、漢方医師の養成所として医学院を設立した¹⁷⁾。他方、外城における郷学設立について、井原は「一八世紀末の天明期」における郷学を分析して、その「設立は、島津の士族や地頭らが中心」であったが、「幕末期」になる

と「その設立者」は「島津の士族や地方領主」もあるものの「地頭によるものや藩士、郷中有志（士族）らによる場合」が多いと指摘する¹⁸⁾。明らかに郷学設立の動きが加速してきたことがわかる。

幕末維新时期における教育改革は、これら近世的伝統に立脚した教育機関の、近代的なそれへの脱皮の過程であった。まず、六八（明治元）年藩校造士館に開成所を併合し、和・漢・洋の三局鼎立の組織体制に整備した。七一（同四）年沼津兵学校の蓮池新十郎を招聘し、蓮池の「洋学の風が偏見固陋の弊あり実用に適せぬ」¹⁹⁾という提言を入れ洋学局を廃止し、その跡を本学校に改組した。その目的は「皇漢洋の三学を兼修し、普通の学問を開き、以て天下国家有用の人材を期」することにあつた²⁰⁾。同時に、「元島津隼人屋敷内に小学第一校、生産方に小学第二校、さらに四月には第三校・第四校」²¹⁾という藩立の小学校を城内に設置し、本学校管轄とした。つまり、本学校—小学校の制度が確立したのである。さらに「この本学校は一面においては、小学校・郷校の上級学校の性格を帯び、和・漢・洋三学兼修の中等程度の学校」であつた²²⁾。本学校—小学校が制度的に確立すると結局、和学局・漢学局も衰退、七一（同四）年には廃止となる²³⁾。

この学制改革の特徴は、藩内教育の中央集権化を実現しようとした点にあり、その範囲が、外城つまり薩摩藩全域に及び、本学校は、小学校だけではなく外城における郷学を管轄する機関でもあつた。

次の告諭は、本学校の役割をみる上で象徴的な内容である。

一人々生命を保護し人間交際之道を勤るハ、教化を以蒙昧之愚を開候外他なく、当春以来学校一新、適々子弟之教導方被仰付候段者何れも目視之道ニ候、就而ハ追々女子学校をも及興設賦候得共、急速二者其途ニ茂至兼候間、一統其心得を以、爾来男女共教育行届、愚昧を開き行々惟行正敷、各一身之職業勉励ニ赴候様可有儀肝要之事候条、誰人ニ而も男女之学校者勿論取建度願之者ハ、本学校江相付願出候ハ、可令免許、此旨御県庁内中江可致布告候、

明治四年未十月 鹿児島県庁²⁴⁾

本告諭で「誰人ニ而」も学校の「取建」を願う者は「本学校江相付願出候」と、本学校は中等教育機関であると同時に教育行政機関でもあつた。鹿児島県における近代公教育は、地域性がこのように深く刻印されて形成された。

2 学制期における学校設立過程

(1) 教育費としての賞典禄

鹿児島県における学制受容の、他府県に見られない大きな特徴は、旧藩主島津忠義〔一八四〇（天保一一）年—一八九七（明治三〇）年〕の賞典禄を近代公教育の整備に活用した点にある。

一八六九（明治二）年六月、島津忠義は賞典禄十萬石を下賜された。賞典禄とは、いうまでもな

く同年、戊辰戦争の軍功者と諸隊、諸藩、戦艦に授けられた禄をいう。最高は、鹿児島藩主島津忠義・久光父子への一〇万石と山口藩主毛利元徳・敬親父子への一〇万石であった。忠義は実父久光に五万石を分け、残り五万石をもって向こう五ヶ年間県下学校の資本金にする「願」を、居住地・東京の大久保一翁府知事宛提出する。

御賞典米ヲ以テ学校資本ニ差出度願

戊辰ノ歳兵役四出干戈騒擾ノ際ニ当ッテ、皇家天下ノ為臣忠義父子聊カ尽力スルノ微功ヲ推シ玉ヒ、親政維新ノ後御賞典高十萬石ヲ下シ賜リ(中略)然ルニ臣忠義旧邑鹿児島県ノ地タルヤ東京ヲ去ル數百里僻遠國、ソノ貫屬士族四五萬戸、又他ノ三民ニ至テ幾十萬ヲ以テ數フ、臣忠義父子旧藩政ニ従事スルノ時、四民ノ子弟教育勸道ヲメ鬻校ヲ設ルコト、庁下及郷邑ニ至リ凡大小數十区ヲ以テ、頑固ノ俗ヲ変シ以テ有用ノ実才ヲ養ヒ、他日朝廷ノ為ニ供セント冀望シ拮据數年ナリ、今ヤ天下ノ学制改換、悉ク文部省ノ成規ニ従テ生徒ノ自費ヲ以テ学ニ就キ業ヲ成サントスレハ賞力不可繼ク、之ヲ中道ニ廢スレハ數十萬ノ人民蒙昧開クニ由ナシ、因テ先ニ下賜ル所ノ五萬石ノ賞典ヲ以テ、當癸酉年ヨリ來ル丁丑ノ年ニ至凡五ヶ年間、之ヲ鹿児島県下学校ノ資本ニ付屬致度志願ニ候、宜御執奏、速ニ御許可之儀奉願候也、

酉六月

従三位 島津 忠義

東京府知事 大久保一翁殿²⁵⁾

同様の「願」を文部省にも提出、そして鹿児島県権令には「願」が許可された後で報告している²⁶⁾。このファンドを用いて、「公立小学九七校私立中学一校ニシテ外ニ一の女校」²⁷⁾という実態を支えたものと思われる。

ところで、賞典禄による寄付期限を控えた七六(同九)年、忠義は大山権令に次のような依頼を發している。

御賞典禄五萬石癸酉ノ年ヨリ五ヶ年間当県下学校資本ニ付屬致シ度願意御許可相成、施行御辺江依頼致シ置候処、日々盛業ニ趣キ我等之素志相貫且付与ノ詮相立、実ニ幸甚ニ不堪、然ルニ最早期限來丑年ニ迫ルト雖、人民疲弊ノ際於御辺モ深く配慮ノ程推察致シ候、賞力ニ由ナク中道ニシテ廢スル如キハ素ヨリ建設ノ旨意ニ無之、傍觀スルニ忍ヒス、因テ此涯重テ五萬石ヲ付与イタシ、自今而後我手許ニ於テ処置配授シ、生徒学業愈相勵、教導一層行届候様有之度、更ニ依頼致シ候也

明治九年六月

従三位 島津 忠義

鹿児島県権令 大山 綱良殿²⁸⁾

一見して奇妙な依頼であることに気づく。島津家賞典禄が活用され学校は「日々盛業」である、しかし期限が近づいているが「人民疲弊」状態で、ここで寄付を打ち切れば「中道ニシテ廢スル如

キ」になり「傍観」できない、よって寄付を継続するが「自今而後我手許ニ於テ処置配授」という。この真意は、寄付の県庁保管を中止することにあることは間違いない。

ここには、大山権令らによる島津家財産と県財政の混同（後述）と、冒頭で指摘した県内の権力闘争が垣間見えてくる。次の、市来四郎〔一八二九（文政一一）年一一九〇三（明治三六）年は薩摩藩士。明治以後は島津久光の側近。〕「丁丑擾乱記」は次のように指摘している。

其（賞典禄五万石）出納県令大山へ委任セラレタル金額五ヶ年、平均一ヶ年ノ学凡七万円ニ及ヘリト、此内現ニ学校ノ費用ニ充タルハ漸ク三万円ニ足ス、残り三万余円ハ其用耗スル処ヲ知ル者寡ク、県官四五輩カ秘掌スル処ナリト云、果シテ然ルヤ否ヤ、此残余ヲ以テ私学校建設ノ用ニ充テタリトモ云²⁹⁾

学校の費用に宛てている金額の計算が合わないことを指摘し、流用を疑っている。

或人窃ニ出納課事情ヲ、或県官ニ学校資本ノ不整理ナルヲ詰問シ、残余金ハ一時生産会社或ハ撫育社（生産社、今ハ承恵社ト改ム、第五銀行ト同物ナリ）ニ運転ヲナサシメ、或ハ、砂糖商社ニ貸シ与ヘタルモノアリ、即チ之ヲ別途金ト名ツケタル者ナリ（中略）或八年ノ頃春頃ヨリ勸業方ト唱へ、勸業課員カ担当シテ、種々ノ工商業ヲ初メタリ、其家屋ノ建築費用モ少カラス、或ハ川々浚渫ノ為洋人ヲ雇ヒ、或ハ串良郷ヨリ大始良郷運河疎通ヲ目論見、洋人ヲ雇ヒタリ、其住家建築ノ費用モ別途金ヨリ支出シタリト云³⁰⁾

島津家に下賜された賞典禄が、「撫育社或ハ砂糖商社」に貸与・資金流用されていたと市来は記している。この流用問題について松尾千歳は、「明治初期、鹿児島県と島津家の資産区分が非常に曖昧で、県と私学校・豪商とが癒着したような状態であったことを考えると、学校資本の流用は起り得ること」と指摘し、さらに「旧藩の諸座諸方の救済業務等を継承した保護会社が事実、廃藩置県後に設置され」この会社が「本学校・小学校の経費も支出していた特殊会社で、この出資者は島津家であった」と指摘する³¹⁾。

鹿児島県における学制受容の特徴は、要するに、島津家賞典禄が活用された点にあり、それが冒頭で指摘した県政を巡る権力争いの中で、大きな対立となっていたこともまた事実であった³²⁾。

(2) 教育機関の成立過程

既述のように、教育行政機関でもあった本学校は、一八七五（明治八）年五月、学制を受け変則中学に改編し、さらに県庁に学務課が設置されて教育行政部門がそこへ移管する。翌七六（同九）年、変則中学は、准中学校と英語学校に分離・改組する。山田尚二は「変則中学校は文部省規定によって、独語・仏語を中心とする准中学と、英語専攻の英語学校に分かれ、下級生は付属山下小学校に転校した」という。准中学と英語学校の二校は、翌年の西南戦争により廃校となる。山田は

「小学校卒の入学資格者が少なく募集困難に陥り、西郷隆盛らの建てた私学校の隆盛とほうらはらに、明治八年頃、生徒数は僅か二十名程度であった」と実態を示している³³⁾。

他方、この時期の小学校成立過程は、郷校から小学校へ転換していく過程であった。ここでは、その具体的な動向を南薩地方・揖宿郡喜入郷の動向から描いておく。

喜入郷では六九(同二)年九月、領主・肝付兼両の私宅に学講所を開講、肝付九郎左衛門らが指南役となり、郷士の子弟の教育に当たる。文武の良材を育成するのが目的で、素読・習字が主な内容であった。翌年の四月には兵具所跡に振武館を建て、専ら講武の場所とし、さらにその西側に立志館を建てた。この頃になって手習いを望む子弟が漸く多くなり、学校の観を呈するようになった、という。七一(同四)年の教育改革によって、本学校と城下に小学校体制が制度的に出来上がると、立志館は前田早苗を伝習生として、また中馬幸内ほか二名を、いずれも小学校に派遣した。前田は翌年一ヶ年の研修を終えて帰郷し数学を教授したという。その立志館は、七二(同五)年、外城第二三郷校と命名され、鹿児島本学校の管轄に属するようになった。七六(同九)年正則小学校制度が施行すると、村に小学校設立の義務を負わせ、修業年限を三年以上八年とした。第二三郷校は、同年七月九日、県の達示により喜入小学校と改称された³⁴⁾。かくして、郷村の学校は学制下の正則の小学校として位置付いた。その学校の維持管理や経費は、各設立区に於て調達された。生見小学校の学校日誌に学校設立の資金調達について、次のように記されている。

明治九年五月、区民協議して田貫川筋河岸の余地を開墾して用地とし、その他処々の共有地を開墾して田島となし、之を売却して資金とし、又之を貸付けその利子を以て費用に充つ。利息年一割六歩、校舎の価五九円三六錢八厘³⁵⁾。

ここにみる如く、学制下の小学校は郷村の共同出費により設立され、共同所有としての性格を維持していた。

3 近代的中学校の成立と展開 (1) -鹿児島「県立」中学の設立

近代学校設立に向けて本格稼働を開始するのは、次の史料が語るように、西南戦争終結直後からであった。

明治十年十月二十五日 甲第五十七号布達

県下暴挙ノ際各所ノ学校一時休業実ニ不得已ノ事情ニ候処学事ノ儀ハ一日モ忽ニスベカラサルノ次第二付、明治五年七月第二百十四号公布ノ趣ヲ厚ク体認シ士民困弊之折柄ニハ候得共、抑教育ハ父母タル者子女ヲシテ開智興産ノ基ヲ開カシムルノ本務ニ候条各自奮勵戮力学資支給ノ方法及各校開業日限等取調十一月三十日限可届出此旨布達候事

但各校ノ内本文ノ通り見込不相立者有之候ハ、其旨委細書面ヲ以テ申出指図ヲ可受事³⁶⁾

このように学校設立は喫緊の課題であった。

次に、西南戦争直後に県会で中学校が設立されるが、そのときの全体像を『文部省第六年報』統計の、学校名—公私別—教員数—生徒数—設立年（元号）—場所—主唱者、を一覧としてまとめておく。

一八七八（同一一）年。

鹿児島中学	公立	6	161	9	鹿児島易居町	毛利兼隆
廣明学舎	私立	4	98	11	鹿児島阪元村	古賀政二郎
共立学舎	私立	5	174	11	鹿児島阪元村	柏原公敬
種子島中学	公立	4	90	11	熊本郡西之表村	前田讓藏 ³⁷⁾

この鹿児島中学こそ造士館の後裔で准中学を母胎とする鹿児島県初の近代中学校である。

一八八〇（明治一三）年に開設した鹿児島県議会第一回県会で、総額八九四九円四五銭五厘の県立学校費が提案された（内訳、鹿児島師範学校費・五六七三円九銭二厘、鹿児島女子師範学校費・八五九円二三銭二厘、鹿児島中学校費・二四一七円一三銭一厘）。上記以外に中学校費関係では、公債証書利子・一三五七円二二銭九厘、生徒授業料・七七円七〇銭が示されている。この公債証書利子について、番外二番（丹羽昭陽・一等属）は「学校資金トシテ華族島津氏其他諸官員並県下人民等ヨリ寄付シタリ、該金ヲ保存スル為公債証書ヲ買入レタル利子」と説明する。つまり中学校費は、県立学校費・公債証書利子・授業料を総計すると三八五二円六銭である（38）。おそらくこの金額は、学校運営では最低限度額であったと思われる。

この予算を比率で見ると、県立学校費総額に占める中学校費比は、二七・〇%、中学校費総額三八五二円六銭に占める公債証書利子の割合（つまり寄付金比率）は、三五・二%である。この事実をみると、鹿児島中学校は純然たる県立学校ではなく寄付金比率の高い「県立」中学校であった（この理由で以下「県立」にカッコを付す）。さらに県議会議事録は次のように述べ、発足当初の様子を伝えている。

中学校ハ明治十一年新タニ之ヲ建設シ、学科ヲ正変ノ二科ニ分ツ、正則ハ小学卒業ノ者ヲ教へ、変則ハ年長ニシテ小学科ヲ習ヒ後レタル者ニ小学科ノ一半ヲ教ヘ傍中学科ノ一半ヲ授ク、然シテ当初先旧第十九中学区ヨリ入学生徒ヲ募リシト雖、明治十二年六月ニ至リ全く其制限ヲ廃シ、広ク全管内ノ子弟ヲシテ入学ノ便ヲ得セシメ爾来其整備ヲ要セリ、故ニ漸次本校ノ完全ニ赴クトキハ、後来管内学事ノ隆盛ヲ致スハ又当サニ遠キニアラザルベシ³⁹⁾

さらに鹿児島「県立」中学発足三年後の詳細な様子を、『文部省第八年報』中の「鹿児島県年報」は次のように記している。

鹿児島中学沿革(中略)其教則タルヤ分チテ正則変則ノ二科ト為シ正則科ハ小学卒業生徒ニ高尚ナル普通学科ヲ教ル者ニシテ在学四ヶ年トス、変則科ハ小学ニ従事セル時限ニ後レシ者ニ中学科小学科ノ一半ヲ教ル者ニシテ在学二ヶ年トス(中略)、同(注一明治十一年)十月生徒ヲ募集ス試験合格入学スル者百七十名当時兵乱後生徒学資ニ乏シク授業用書ノ自弁ニ難ムモノアルヲ以テ書籍貸与規則ヲ定ム(中略)同(注一明治一二年)九月本校生徒留学規則ヲ定ム、同十月本校第二級生郷田鉄次郎樺山四郎園田英吉ヲ東京ヘ留学セシム(中略)(注一同一三年)四月第二級生堀喜次郎小濱宗助ヲ東京ヘ留学セシム(中略)同(注一六)月生徒ヲ募集ス試験合格入学スル者三十二名之ヲ第四次ノ募集トス、中学科英語学科生徒員数ハ前年ニ比スレハ其数大ニ減少ス(中略)

学 科	第一級	第二級	第三級	第四級	計
中学 科	四	二一	二〇	二〇	$\frac{六七}{(ママ)}$
英語学科			七	一一	一八
計	四	二一	二七	三一	$\frac{八五}{(ママ)}$ ⁴⁰⁾

鹿児島「県立」中学が「正則変則」の二科から成り、繰返し生徒を募集し、七九(同一二)年一〇月には東京へ留学生を派遣したこと、翌月には英語学科を設置し生徒を募集し始めたが不振であったこと等がわかる。県会の中学校に対する認識は、『文部省第九年報』(同一四年)中「鹿児島県年報」の「県会教育費議決ノ状況」に示されている。

鹿児島中学校費 一次会二次会 該学校費ヲ廃スルノ議アリ或ハ日地方税ヲ以テ中学校ヲ設置スレハ町村ニ於テ自其事業ヲ興サス或ハ日中学校ニ学フ者ハ中人以上ノ資産アルモノナリ而シテ其費用ヲ地方税ヨリ支弁スルハ猶貧人ニ取りテ富者ニ与フルカ如シ中学校ハ費用ナリト雖地方税ヲ以テ設置ス可ラス宜ク協議費ヲ以テ之ヲ興スヘキナリト審議ノ末其議ニ決ス⁴¹⁾(傍点一引用者、以下同じ)

鹿児島「県立」中学校は、再三生徒募集を繰り返すなど、教育機能を維持継続することさえ困難であったが、県会は同校の存続に対し積極的に補助する措置をとらなかった。中学校は地方税支弁ではなく協議費で対応する考えは他府県にもみられる中学校観であり、鹿児島県会も同様であった。

七九(同一二)年設立の鹿児島「県立」中学校とは、藩校造士館の後裔にして、しかもその資金の三五.二%を旧藩主及「其他諸官員並県下人民」の寄付金が占めていた地域共同立の学校だったのである。同時期、東京では、次章でみる如く、在京鹿児島県出身者を中心に、新たな中等教育機関設立の動きが展開されていた。公立鹿児島学校設立の動きである。

4 近代的中学校の成立と展開 (2) 一公立鹿児島学校の設立

次に公立鹿児島学校の設立を考察する。公立鹿児島学校の設立・性格は、複雑に入り組んだ鹿児島県における中等教育史研究の中でも一つの焦点であった。先駆的研究は、芳即正論文だが、同論文では同県中等教育史全体の中での位置付けには至っていない。

本章は、芳即正論文の成果に依拠しつつ県中等教育史の中での位置付けを明確にしたい。

公立鹿児島学校の設立過程に関して、芳は、その過程を次のようにまとめている。

西南戦争で薩軍大隊長として負傷し、戦後懲役刑を受けた野村忍介〔一八四六（弘化三）年一八八一（明治二）年〕は、八〇（同一三）年五月に出獄後、松方正義・川村純義ら在京県人と会い殖産興業の必要性を説かれる。六月に鹿児島に帰るとすぐに有志を集め、教育の急務を話し合い、「旧兵隊中該積金」（詳細は後述の一八八二年一月の、校長椎原国幹による回答書参照）を充てることで学校設立に動き始める。野村は、この「旧兵隊中該積金」を使用すべく上京し、参議川村純義はじめ、西郷従道・高島鞆之助・野津道貫と勢力的に面会・協力を要請する。川村らは、結局、「旧兵隊中該積金」の一部を学校資金として県庁が管理するという条件で了承した。

折しもちょうど同時期に第二次教育令が発令された。寄付金でありながら県庁が管理する金を資本とする学校は、性格が極めて曖昧で、同令第十九条のいう「学校ニ公立私立ノ別アリ」に該当せず、結局、無理に「公立」の性格に区分されることになった。野村は、鹿児島に戻ると学校が「公立」という性格の故に糾弾されたという⁴²⁾。

かくして、公立鹿児島学校が八一（同一四）年一〇月に成立する。まずは、学校設立趣意書をみておこう。

鹿児島学校設立之趣意

二万四千方里ノ狭土ニ居リ、三千四百万人中蠻戸佃民過半ニ居ルノ貧国ニシテ、亜細亞ノ東方ニ孤立シ、鷲獅ノ英魯独仏ト交リ、能ク其国権ヲ墜失スル無キヲ欲セハ、尋常一般、奮励努力豈ニ能ク之ニ当ルヘケンヤ（中略）村落積テ府県ヲ成シ、府県積テ国ヲ成ス、苟モ邦国ノ不信ヲ憂フレハ府県村落ノ作興ヲ謀ラサル可ラス（中略）今日ハ果シテ如何ナル時代ナルソ、右文左武以テ邦国ノ独立ヲ保持シ、以テ国権ノ墜失ヲ防禦スルノ時ナレハ、国民競フテ其文教ノ不振ヲ憂ヒ其武備ノ欠乏ヲ慮テ、或ハ国会ヲ開テ政治ヲ釐革セント論シ、或ハ海陸軍ヲ拡張シ国権ヲ振作セント説キ、或ハ鉄道改築開墾ノ起業ヲ唱へ、各其知識ヲ研磨シ各其學術ヲ講究シ、日モ亦足ラサルノ形勢ナレハ、将来帝国ヲ作興スルノ民ハ他府県ニ其人多クシテ、我郷里ニ寥々タルノ恐ナキニ非ス（中略）是ヲ以テ余輩ハ我カ郷里ノ人ニシテ朝野ニ在ルノ人ト謀リ、善良ノ学校ヲ鹿児島ニ設ケ、以テ県下ノ年少子弟ヲ育成シ、文教隆盛ノ基礎ヲ今日ニ築カント欲ス（中略）之ヲ外ニシテハ夫ノ鷲獅ヲ硝雲彈雨ノ下ニ驅テ我國権ヲ振ヒ之ヲ内ニシテハ邦国ヲ輔翼シテ我独立ヲ千万年ニ維持スルモ、亦此英才培養ノ一事ニ存セリ⁴³⁾

本趣意書は、教育による国家振興の重要性を語り文教振興の檄をとばしている。

一方、学校の具体的な教則については「鹿児島学校諸規則 校則 本校ハ既ニ小学ヲ卒業シタル者ト学齡外ノ為ニ設クル所ニシテ、学科ハ英学ヲ主トシテ兼テ亦漢学数学等ヲ教授スベシ」と示している⁴⁴⁾。

ところで、先にみたように、生徒募集で腐心している「県立」中学校が存在する中で、在京実力者たちによる県内でのもう一つの学校設立は、やはり理解できない。実は、文部省も同じ点を質している。翌八二(同一五)年十一月、文部省は、この学校の性質・目的並に科目を県に照会してきたが、それに対して、校長椎原国幹⁴⁵⁾は同年十一月の回答書で次のように述べている。

今般本校ノ性質目的並ニ科目書ノ儀ニ付、文部大書記官辻新次殿ヨリ令公閣下へ御照会相成候(中略)第一元來本校ノ儀ハ実ニ特殊ノ性質ヲ固有スル者ニシテ、町村ノ協議費ヨリ成立スルニテアラズ、又全県ノ地方税ヨリ成立するにテアラズ、抑モ其資金ノ如キハ旧藩ノ時藩兵四大隊御親兵トシテ東京表へ致出張候砌、右兵隊中ニテ非常準備ノ為、兼テ致積金置候処、明治四年廢藩置県後兵制一新ノ際右藩兵モ解隊相成候、其後該積金取扱ノ儀ハ高島鞆之助、野津道貫等ノ諸氏ニ於テ専ラ担当被致来候処、明治十二年四月頃旧兵隊中該積金分配ノ儀申立候者有之候ニ付、旧兵隊在県ノ者一同右積金処分ノ儀ニ付協議相遂ケ候処、該金ヲ以当県下ニ一箇ノ学校ヲ設立シ、専ラ子弟教育文学弘張ヲ相謀ル方最可然トノ儀ニ一決致シ候、依テ右決議ノ趣詳細高島、野津等ノ諸氏へ照会致シ候上、該積金ハ右両氏ヨリ当鹿児島学校へ寄付ノ名義ヲ以、本校資金トシテ追々交付可相成事ニ相定候、然処其際公立私立ノ名義ニ付一時紛議モ相起り候得共、必竟本校設立ノ精神ハ専ラ子弟教育ニ有之候儀ニ付、公立私立ノ名ノ如キハ固ヨリ深く論議ス可キ儀ニ無之、遂ニ公立学校ト相定候(中略)第二抑モ本校ノ目的トスル処ハ、単ニ中学校ノ目的ニ止マラス、又師範学校ノ目的ト同シカラズ、広ク国家必用ノ人物ヲ教育養成スルノ主意ニシテ、当県下ノ子弟ハ勿論県管下子弟タリトモ、追々海陸軍学校ヲ始メ農学工学及大学校へ入学志願ノ者、及本校卒業ノ後ハ直ニ実地ノ事務職業ニ従事シ得ヘキ者、又ハ已ニ一己ノ方向ヲ決定シ其準備トシテ先ツ本校ノ科自ラ修業スル者、殊ニ又県下ノ子弟ニシテ東京遊学ノ資力ニ乏シキ者ヲ、教育授業セント欲スル儀ニ御座候得者、固ヨリ中学校若クハ師範学校トハ最初ヨリ全ク殊異ノ者ニ候(中略)第三既ニ本校目的ハ中学師範両校ニ相異候ニ付、其レ科目書ノ如キハ無論単ニ右両校ニ準拠致ス可カラズ(中略)将来実地経験スル処ニ拠テ更ニ科自ラ増減変更スル事モ可有之、亦タ現ニ分課トシテ更ニ英学正則課ヲモ設立致シ、益々子弟ノ便益相謀リ可申様既ニ決議致シ居候(中略)今般御照会ノ趣ニ対シ本校ノ協議致ス処右ノ如シ、第一性質ハ町村立ト相心得候事、第二目的第三科目ハ両ナガラ中学校若クハ師範学校ニ準拠致シ難キ事情有之候事⁴⁶⁾

公立鹿児島学校の特徴を極めて明確に述べている史料である。要するに、第一は、資金の性格である。「町村ノ協議費」でも「全県ノ地方税」でもない「旧藩」以来の「藩兵四大隊御親兵トシテ

東京表へ致出張候砌、右兵隊中ニテ非常準備ノ為、兼テ致積金置候」の積立金であり、「明治四年廃藩置県後兵制御一新ノ際右藩兵モ解隊相成」のため、「其後該積金取扱ノ儀」を「高島鞆之助、野津道貫等ノ諸氏」が「専ラ担当」してきたものであること。第二は、学校の目的である。中学校や師範学校の目的ではない、「広ク国家必用ノ人物ヲ教育養成スルノ主意」で「海陸軍学校ヲ始メ農学工学及大学校ヘ入学志願ノ者、及本校卒業ノ後ハ直ニ実地ノ事務職業ニ従事シ得ヘキ者」であるという。第三は、将来実地経験の必要に応じて「科目ヲ増減変更スル」可能性も示唆する。先に、野村の帰省後に学校が「公立」となったことで糾弾されたと述べたが、学校の目的・科目の自由度から、「私立」の学校を希望していたと推測できる。ここに設立者たちの強い意向（＝地域性）をみることができる。

ところで、公立鹿児島学校が開校した八一（一四）年は、周知のように政変が勃発した時期である。井上毅は、同年一〇月八日付岩倉具視宛書簡で「現今之景況立社志其他、昨年之請願連中ハ、府下ニ於テモ国会期成会ヲ催シ（中略）広ク全国ニ漫遊シ、已ニ鹿児島内部ニモ及ヒ（後略）」⁴⁷⁾と記しているが、ここからいくつも重要な論点を読み取ることができる。つまり、八一年政変の中で、第一は自由民権運動が鹿児島まで広がったという危機意識と、第二は運動が鹿児島まで広がることで、西南戦争の二の舞となるのではないかという危機意識を政権中枢部が有している点である。

事実、薩軍として明治政府と闘った旧士族らは、出獄後再度結集し嘗ての西郷党のように、またしても私立学校を舞台に政治勢力を形成しつつあった。『文部省第十年報』は、私立三洲義塾が教員六名、生徒数二四四名で発足したことを伝えている⁴⁸⁾が、薩軍幹部の河野圭一郎出獄とともに始まる三洲義塾は、教育機関であるとともに一つの政治勢力結集の舞台であった⁴⁹⁾。

一方、それに対抗する意味で在京の県人たちは郷友会（会長・仁礼景範）を結成、公立鹿児島学校を政治的に利用していくことになる。設立したばかりの公立鹿児島学校は、こうした動向に巻き込まれ、郷友会の教育機関という新たに性格付けられていくことになった。その事実を示した史料として、八三（同一六）年九月の郷友会委員宮内盛高の、会長仁礼景範及び幹事宛報告書がある。

小生今夏帰省中郷友会及ヒ他三州社改進黨ノ情実ヲ観察スルニ、我カ郷友会ハ現今府下ニ於テハ会員ノ数殆ト九百余名ニ上リ漸次ニ盛大ニ赴ク姿ナレトモ、創立日尚浅キヲ以テ外城ニ於テハ加入者甚タ少ク、下方十八ヶ郷ノ如キモ会員至テ少カリシ（中略）県下会員子弟ノ教育ヲ急ニスベシ（中略）現ニ設置シタル鹿児島学校ハ、創設ト云ヒ資金ト云ヒ本会ニ三三会員ノ手ニ成立セシモノナレバ、該校ヲ以テ本会ノ教育校ニ充ツベシ、然レトモ該校ノ資金モ僅カ五万円余ニシテ、本会教育ノ目的ヲ達センニハ尚未タ不十分ナレバ（中略）中学校ハ仮令此補助ナシト雖トモ、県令ニ於テ他ニ維持ノ方法ナキニ非ラザレバ、該校ノ補助ヲ転シテ、鹿児島学校ニ年々一方内宛三年乃至四年ノ間ノ補助ヲ島津家ニ請ハバ、承諾ヲ得ルハ必定ナルベシ、此補助ヲ得ルトキハ目下教育費ノ供給ハ充分ナルヘキニ付、該校従来ノ教則ヲ改正シ、専ラ海陸軍ノ予備科ヲ設ケ、会員子弟（中略）ヲ撰ミ、相当ノ試験ヲ経テ入校ヲ許シ、該校ヲ卒業セシ者ハ順次陸海軍生徒ノ召

募ニ応セシムベシ、而シテ就産ノ業ノ如キモ漸次抛金ノ増殖スルニ至テハ、決シテ忽セニスベカラズ(後略)⁵⁰⁾

「三州社改進黨」に比し郷友会の勢力は不十分で、鹿児島学校強化を通じて教育を充実させ、さらに従来の教則を改め、専ら海陸軍の予備科目を設置する意図が明白である。公立鹿児島学校は郷友会の教育機関にされようとしていた。

5 近代的中学校の成立と展開 (3) -鹿児島「県立」中学造士館の成立

一八八四(明治一七)年、鹿児島「県立」中学校と公立鹿児島学校を統合してあらたに鹿児島「県立」中学造士館を設置する旨「願」が島津忠義から渡邊県令へ提出された。

造士館再建之願

安永中先祖重豪旧藩子弟ノ為ニ学校ヲ創立シ造士館ト称シ、父斉彬ニ至リテ更ニ之ヲ宏張シ(中略) 廃藩置県ノ時ニ至リ始テ廃絶セリ、其後県下設立ノ学校アルヲ以テ其補助トシテ、年々金若干円ヲ寄付シ全額殆ント五十万円ニ及フト雖モ其効験少ク学業熟達ノ者アルヲ見ス、且予約ノ期限既ニ終ルニヨリ一時之ヲ廃棄セリ(中略) 今ヤ県下人士多クハ資産ヲ失ヒ其志アリテ其業ニ就クコトヲ得サル者多シ、吾家数百年ノ情義アルヲ以テ之ヲ不問ニ置キ坐視傍觀スルニ忍ヒス、是ニ於テ父祖ノ遺意ヲ継述シテ造士館ヲ再興シ県立学校ノ免許ヲ受ケ、教則ハ文部省ノ布達ニ基キ年々金円ヲ寄付シテ費用ニ充テ其主管ヲ県令ニ委託シ、県下子弟ヲシテ入学セシメ、忠孝彝倫ノ道ヲ本トシ敦厚純樸ノ風ヲ養成シ才徳智能各其所長ニ從テ暢達致サシメ度所存ニ付其筋江申請ノ儀相願候也

明治十七年十一月十二日 従二位 公爵 島津忠義

鹿児島県令 渡邊 千秋殿

嘗テ教育費トシテ寄付致候、自下県庁ニ有之残額ニテ師範学校及郡役所ヲ経テ、旧三大区為保護下付相成候分資金四方円余、今般設立相成候県立中学造士館開館ノ上ハ右費途ノ内へ更ニ寄付致度此旨相願候也(中略)

明治十七年十二月四日 公爵 島津忠義

鹿児島県令 渡邊 千秋殿

書面之趣聞届候事

明治十七年十二月四日 鹿児島県令 渡邊千秋⁵¹⁾

島津家の寄付金をもって「県立」中学造士館を開館することになった。

約定書

- 一 今般島津家ノ寄附金ヲ以テ県下士民ノ為ニ設立スル学校ハ、文部省頒布ノ教則ニ基キ、校名ヲ造士館ト称シ、鹿児島県立学校ノ公認ヲ受ル事、
- 一 造士館長及ヒ幹事教員書記等ノ役員ハ、時々寄附者ト協議ノ上撰任指定スル事、
- 一 造士館ハ島津家ノ寄附金ヲ以テ設立スル者ナレハ、地方税若クハ協議費等ヲ以テ維持スル学校ト経済上大ニ其區別ヲ異ニスル者ナリ、因テ本館ノ資金ハ他ノ県立師範学校等ト分離シ全ク独立出納計算ノ權ヲ有スル事、
- 一 将来造士館維持ノ目的相立候上ハ寄附金ヲ断止スヘキハ寄附者ノ随意タルヘキ事
- 一 従前ヨリ島津家ノ寄附ニ係ル残金ニシテ即今公債証書ニ繰換ヘ、県庁ニ於テ主管スル四万円余ノ金額ハ、来ル十八年度ヨリ造士館ノ資本金ニ合併寄附ノ事
- 一 公立鹿児島学校ヨリ造士館ヘ合併ノ儀ヲ願フ時ハ之ヲ許諾シ、其資金ハ同シク造士館ニ寄附スル事

明治十七年

鹿児島県令 渡邊 千秋
島津忠義家令 東郷 重持
高嶋 鞆之助
野津 道貫（後略）⁵²⁾

先ず注目すべきは、渡邊県令・島津家・高嶋鞆之助・野津道貫、との間の合意である。高嶋と野津は、先にみたように「旧兵隊中該積金」の担当で、公立鹿児島学校の中心的存在だから「県立」中学造士館は最初から公立鹿児島学校の統合を企図していた。第二は、島津家寄付金を資金とした「県立」学校である。寄付金を資本金とする「県立」中学なので後の諸学校通則の先蹤形態である（後に諸学校通則を受けた高等中学造士館へと改組）。

第三に公立鹿児島学校を合併させることの明記、である。つまり、この約定書は、鹿児島「県立」中学校と公立鹿児島学校を統合、公立鹿児島学校資本と島津家寄付金を合わせ、鹿児島「県立」中学造士館を開設する明確な宣言であった。八五（同一八）年四月一日、開館式が挙行された。

ここで「県立中学造士館内規」と「明治十九年年報」により学校の実態を概観しておこう。「県立中学造士館内規」によれば、「第一条 本館ハ専ラ県下ノ子弟ヲシテ陸海軍学校東京大学其他高等ノ専門学校ニ入ラント欲スル者ノ為メニ高等ノ教育ヲ受ケシメ、創立者島津家ノ厚誼ヲ永ク県下ニ空シカラシメス、又、之ヲ永遠ニ維持シ本館ヲシテ有為ノ子弟ヲ養成シ、所謂造士館ノ名称ニ背カサラシメンコトヲ要ス、故ニ苟モ責任ヲ本館ニ負フ者ハ反覆立館ノ大義ヲ服膺シ拮据勉勵以テ人材陶冶ノ実効ヲ奏スヘキモノトス（中略）」とある⁵³⁾。県下子弟を「陸海軍学校東京大学其他高等ノ専門学校」に入学させるという目的規程は、公立鹿児島学校の教育目的が踏襲され、しかるに公立鹿児島学校の目的規程は統合によっても継続されていたことがわかる。学校の運営に関しては「第六条 本館ニ諮問委員若干名ヲ置キ館長ノ顧問ニ備フルモノトス、但該委員ハ館長之ヲ特撰シ無給トス」と諮問委員を採用している（これも後の諸学校通則の適用下における商議員の先蹤形態）。

「明治十九年年報」により学校の実態を示す項目をまとめると、教員総数は一六名、生徒総数三三三名、半途退学者数八八名とある。学校財政については、開設年度である前年度からの繰越金は五七九三円八〇銭七厘、積金利子は七七四九円三二銭三厘、授業料は〇円、有志寄附金は一〇七六〇円、雑納二七円三九銭、合計二四三三〇円五二銭、である。同年報中「明治十九年報取調概項」には、「一 維持方法 本館ハ島津忠義、野津道貫、高島軻之助、島津珍彦四名寄附金ノ利子ヲ以テ維持セリ」とある⁵⁴⁾。

ここで問題とすべきはこの寄付金の性格である。おそらく島津忠義の寄付金は賞典禄が元本であろう。野津と高島の場合には「旧兵隊中該積金」の担当者だったという事情がある。野津と高嶋の場合、個人抛出による寄付金ではなく、「旧兵隊中該積金」を使用したということで名義を出しているのではないだろうか。そのように推測するのは、野津や高嶋が個人献金したならば、彼ら以上に巨額の献金をする政府高官が他にも存在するはずだからである。しかしそうした存在は見当たらない。よって、野津・高嶋名の寄付金は、彼ら個人ではなく彼らが管理を担ってきた「旧兵隊中該積金」が使用されたと見るべきである。

まとめ

幕末維新时期における旧藩校造士館の本学校への改革と、郷学の勃興、その小学校への改組、さらに本学校－小学校を縦型に接続する仕方で、近代学校制度が準備された。この過程における設立の主体－財源－人材育成における地域性はみたとおりである。明治初期の学制受容において、旧藩校造士館を中学校に改組し、他方で島津家賞典禄を活用、郷学・郷中教育を小学校へ改組する過程も、維新时期以降の地域性をそのまま保持し得た。

鹿児島「県立」中学校の設立にも島津家賞典禄と官員や人民の寄付金が活用され、同時期に設立された公立鹿児島学校も「旧兵隊中該積金」という公的財源が活用された。これらを土台にして、一八八四（明治一七）年「県立」中学造士館が設立されたが、それはそれまで鹿児島県において設立されてきた中等教育機関の集大成としての性格を有していた。

「県立」中学造士館の資本金として野津・高嶋の両名が寄付者として名を連ねたのは、彼ら個人の寄付金ではなく「旧兵隊中該積金」の管理責任者としての名義であった可能性が高い。

「県立」中学造士館とは、幕末維新时期以来一貫して近代の中等教育機関の学校資本金として形成されてきた地域性（＝財源としては地域共同性）を維持した学校だったのである。その後、高等中学校造士館に改組する中でもその地域性は学校の性格として底流に生き続けることになる。その論証は稿をあらためることとする。

註

- 1) 越井和子「鹿児島県の中等教育」（本山幸彦『明治前期学校成立史』未来社、一九六五年、所収。）参照。なお、越井論文は一八八六（明治一九）年までを対象としている。この論文は当時の研究水準を考えると非常に先駆的な業績である。筆者は、越井論文以降の研究の進展に伴う重要な史料発見の成果を取り入れた。

鹿児島県における近代的中等教育機関の成立と展開

- 2) 鹿児島県対象の中等教育史研究には、次の各論文がある。山田尚二「鹿児島県の中等教育の変遷—中学造士館を中心に」『鹿児島史学』第二六号、一九七九年。同「鹿児島県の中等教育の変遷2—県議会史を中心に」『鹿児島史学』第二八号、一九八一年。同「鹿児島県の中学校—明治時代」『鹿児島県立錦江湾高等学校紀要』第七号、一九八三年。芳即正「鹿児島学校と三州義塾」『鹿児島純心女子短期大学研究紀要』第一三三号、一九八三年。山下玄洋「中学造士館の研究—資料の紹介と考察」斯文堂、一九九七年。小川原正道「鹿児島三州社の一考察」『武威野短期大学研究紀要』第一八輯、二〇〇四年。
- 3) 高等中学造士館・鹿児島県立尋常中学造士館はいずれも諸学校通則第一条の適用を受け、前者の場合には文部省管理、後者の場合には鹿児島県管理、としての性格を有するため独自の考察を必要とするので機会をあらためて考察する。
- 4) これらの問題については、武石典史「近代東京の私立中学校—上京と立身出世の社会史」ミネルヴァ書房、二〇一二年参照。
- 5) 入江宏「郷学論」(宇都宮短期大学『研究紀要』二〇〇九年、所収)二八頁。
- 6) 花井信他「学校と学区の地域教育史」川島書店、二〇〇五年、一頁。
- 7) 拙著『明治国家と地域教育』吉川弘文館、二〇一一年、参照。
- 8) 井原政純「郷学・小学校設立基盤と地域社会」盈進社、二〇一〇年、一五頁。
- 9) 外城制度とは、薩摩藩の地方制度で、武士を各地方(郷)に分散居住させ、藩城(鶴丸城)防衛と農村支配という性格をもたせた制度である。
- 10) 井原、前掲書、二九頁。
- 11) 同前、四五頁。
- 12) 幕末維新期の社会状況が郷中教育を中断させたが、それを憂いた「西郷(中略)等は(中略)郷中教育の復活に尽力し」各地の夜学校を(私学校の)分校として組織したという(越井、前掲論文、一六六頁)。
- 13) 越井は「大山は私学校の支持者で(中略)西郷—大山ラインこそ(中略)この二重教育体制の全県的統括者だった」と指摘する(同前、一五九頁)。
- 14) 西南戦争後の県令には、岩村通俊[土佐藩出身・一八四〇(天保一一)年—一九一五(大正四)年]や渡邊千秋[諏訪高島藩出身・一八四三(天保一四)年—一九二一(大正一〇)年]が着任する。
- 15) 久光を筆頭にする門閥一族は、私学校に対抗する意味で島津学校を設立していた(越井、前掲論文、一六一頁)。
- 16) 近年発見された郷学、西南戦争終結直後に発足直後の鹿児島県会で設立された鹿児島師範学校、農学校、医学校、また東西本願寺の医学校や小学校設立への関与など、学校設立主体に関しては未解明な問題が多い。今後の課題である。
- 17) 越井、前掲論文、一五四頁。
- 18) 井原、前掲書、三二—三三頁。
- 19) 越井、前掲論文、一六二頁。
- 20) 同前。
- 21) 鹿児島県教育委員会『鹿児島県教育史』大和学芸社、一九七六年、二三六頁。
- 22) 同前。
- 23) 同前、二三七頁。
- 24) 「明治四年一〇月布達」(『鹿児島県布達(下)』鹿児島県立図書館『鹿児島県史料集(四六集)』二〇〇七年)一一〇頁。
- 25) 「御賞典米ヲ以テ学校資本ニ差出度願」(松尾千歳「明治初期の島津家資産をめぐる諸問題—島津家執事方記録の紹介」『尚古集成館紀要』第七号、一九九四年所収)四九頁。
- 26) 鹿児島県立図書館編『鹿児島県史料集第45集 鹿児島県布達(上)』二〇〇六年、三五—三六頁。
- 27) 『文部省第一年報』百丁。なお、それに先立って「学制ノ趣意稍徹底シ諸商社並ニ生徒ノ自費協力」(傍点—引用者)と、「商社」が提供する資金に言及している。本文で述べたように、賞典禄を流用し学校に還流させた可能性がある。
- 28) 前掲、松尾論文、五〇頁。
- 29) 『丁丑擾乱記』六五「私学校創建之事」(鹿児島県維新史料編纂所『鹿児島県史料 西南戦争一』、一九七八年所収)。
- 30) 『丁丑擾乱記』一二四「縦恣多欲ノ極メタル県官」(同前所収)。
- 31) 松尾、前掲論文、八二—八三頁。
- 32) 長州藩—山口県の例など賞典禄の使用についての各府県間比較考察の必要がある。
- 33) 前掲、山田尚二「鹿児島県の中等教育の変遷—中学造士館を中心に」、一一二頁。
- 34) 『喜入町郷土誌』一九八一年、三三九—三四〇頁。

- 35) 同前、三四四頁。
- 36) 鹿児島県立図書館『鹿児島県史料集二 丁丑日誌(下)』一九六〇年、一一一頁。
- 37) 『中学校一覧表』『文部省第六年報』四〇八—四〇九頁。
- 38) 鹿児島県議会編『鹿児島県議会史 第一巻』一九七一年、七二頁。
- 39) 同前、七三頁。
- 40) 『文部省第八年報』四一三—四一四頁。
- 41) 『文部省第九年報』六六四頁。
- 42) 芳即正、前掲論文、六七ページ。後述のように「私立」の学校の有するカリキュラム編制の自由度を期待したため、「公立」となったことで糾弾されたと思われる。
- 43) 鹿児島県立図書館『鹿児島県史料集四〇 薩藩学事(一)』二〇〇一年、二一頁。
- 44) 同前、二三頁。
- 45) 椎原国幹[一八二〇(文政三)年—一八九九(明治三二)年]は、鹿児島県出身の旧薩摩藩士。西郷隆盛の母方の叔父に当たる。
- 46) 国立国会図書館憲政資料室所蔵「樺山資紀文書一一四—四」(芳即正、前掲論文、七三—七四頁。芳は行政文書番号を付していない。)
- 47) 井上毅伝記編纂委員会『井上毅伝史料編第四』一九七一年、三四三頁。
- 48) 『文部省第十年報』九八三頁。
- 49) 三州社・三州義塾に関する研究には、芳即正、前掲論文の他、小川原正道、前掲論文参照。
- 50) 国立国会図書館憲政資料室所蔵「樺山資紀文書一〇—一四」(芳即正、前掲論文、一〇七頁。芳は行政文書番号を付していない。)
- 51) 「造士館再建之願」尚古集成館所蔵『造士館一卷』所収。前村智子「資料紹介造士館一卷」『尚古集成館紀要』第六号、一九九三年、六七頁。
- 52) 「約定書」、同前、七〇頁。
- 53) 「造士館内規」、同前、八四頁。
- 54) 「明治十九年報」、同前、九三—九五頁。

〈謝辞〉本論文作成にあたり、尚古集成館学芸員の前村智子氏をはじめ同館職員の方々には史料の御教示や史料閲覧等で様々な便宜を頂戴しました。また鹿児島県立図書館の職員の方々には大変お世話になりました。心から感謝します。

(2015年9月29日受理)